平成３０年度第１回大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会

基盤整備促進ワーキンググループ議事概要

日　 時：平成３０年１１月１６日（金）午後５時～６時４５分

場　 所：大阪府庁別館６階　会議室

出席委員: 井上委員､北村委員､小路委員､谷口委員（基盤WG長）､橋本委員、東谷委員、

古田委員、森川委員〔五十音順〕

【議題１】基盤整備促進ワーキングループの進め方について

【議題２】地域生活支援拠点等の取り組むべき方向性について

【その他】次回ワーキンググループは、平成３１年２月頃開催予定。

♢委員意見等

* + 登録の対象者は、８０５０ケース、困難ケース等のサービス未利用者とし、教育機関、精神科医療や災害時のしくみ等とも連携し、把握していくべき。相談支援事業所は大体把握している。
	+ 登録後、体験利用により信頼関係を築きながら、短期入所だけではなく、日中活動、グループホームといった生活する場に着地させるために、それらをどう増やしていくのかが重要。
	+ まずはサービスにつながっている人を登録しながら、未利用者を登録システムに導いていくのも一つの方法ではないか。
	+ 市町村に緊急対応が必要となるケースがどれくらいあるのかを把握し、地域生活支援拠点等の整備がなぜ必要なのかの問題意識をもってもらうような提案にすべき。
	+ 相談支援事業所は苦労している。短期入所の受入れ先がない。
	+ 行政と一緒に行かないと相談支援事業所は生活介入できない。公・民の責任を明確にすべき。
	+ 本当に危ない人を登録しておくべきで、緊急時の定義づけを行うことが必要。
	+ 困難事例や緊急対応を要する事例を、市町村、相談支援機関等が集まって出し合いピックアップして登録を進めてはどうか。
	+ 登録後は、定期的な体験を促し、登録制の成功例を積み上げていくことが必要。
	+ 短期入所は、人手不足等から体制が組めず利用が困難な状況となっている。短期入所の体制が確保できるよう報酬単価等を上げてもらうよう国への働きかけが必要。
	+ 緊急対応が必要なケースは、障がい支援区分認定審査時等でも把握が可能。基幹相談支援センターが市町村と協力してアプローチすべき。
	+ 特別養護老人ホームの短期入所を利用する等、既存資源の活用ができるのではないか。
	+ 市町村は５つの機能を全てやらなければならないと感じているところがある。サービスにつながっていない人をどう登録に結びつけるか、受け皿となる短期入所事業所、グループホームに関して議論をすべき。
	+ 地域生活支援拠点等の機能として大事なのは、コーディネートと受け皿とネットワークであり、趣旨のところに盛り込んで欲しい。
	+ 短期入所事業所だけではなく、施設やグループホーム等でも緊急受入れができるように受入れ加算等を国に要望してはどうか。
	+ コーディネート力を高めるための研修や受け皿に対するバックアップが必要。受け皿を広げるために、アドバイスするしくみ等、千葉県のグループホーム支援事業も参考にして欲しい。
	+ 特例介護給付やサテライト型グループホームの制度の活用も考えられる。また、コンフリクトが起こった際の行政の関与も求めたい。
	+ 緊急時のように事前把握での個人情報の取扱いを柔軟にできないのか。
	+ 利用者の事前情報があれば、対応できる。緊急性が高い人をピックアップする中で、サービスを利用していない人には、行政と一緒になってアセスメントをしたり、登録を啓発していくしくみを作ることが必要。
	+ 受け皿探しは行政も一緒にやって欲しい。虐待のベッドや施設の空床確保など重層的なしくみをどう作っていくかも議論して欲しい。
	+ 市町村が最低限やるべきことを提案すべき。